

財 政 用 語 の 説 明

普 通 会 計

地方公共団体における公営事業会計以外の会計をいう。

公 営 事 業 会 計

地方公共団体の経営する公営企業、収益事業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、農業共済事業、交通災害共済事業、公立大学附属病院事業、その他地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に係る会計の総称をいう。

一 般 財 源

一般財源とは、使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源をいう。一般には、地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車税環境性能割交付金などをいう。

実 質 収 支

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越し財源（継続費の通次繰越〔執行残額〕、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたもの。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれている。

単 年 度 収 支

実質収支とは前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除し、当該年度だけの収支を捉えるもので、〔当該年度の実質収支－前年度の実質収支〕によって求められた額をいう。

実 質 単 年 度 収 支

実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額（単年度収支）から、実質的な赤字・黒字要素（財政調整積立金、財政調整基金の取崩し、地方債繰上償還）を加減したものの。当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標であり、次の算式によって求められた額をいう。

$$\boxed{\text{単年度収支}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{財政調整基金} \\ \text{積立額} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{地 方 債} \\ \text{繰上償還金} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{財政調整基金} \\ \text{取崩し額} \end{array}}$$

（黒字要素） （黒字要素） （赤字要素）

経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する比率であり、
$$\frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等歳入合計}+\text{減収補てん債特例分}+\text{臨時財政対策債}} \times 100$$
で求められる。経常経費に充当した経常一般財源の残りの部分が大きいほど臨時の財政需要に対して余裕が持て、財政構造に弾力性があることになる。通常、人件費、扶助費、公債費等が増加すると、経常収支比率は高くなり、財政運営は硬直化する。

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数であり、通常、
$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$
で求められた数値の過去3か年間の平均値をいう。

義務的経費

歳出のうち、極めて硬直性の強い経費であり、支出が義務づけられ、任意に削減できない経費をいう。一般的には人件費、扶助費、公債費がこれにあたる。

投資的経費

支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費をいい、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費がこれにあたる。